

## 原村合併浄化槽設置補助金について

補助金の交付対象者は、下水道計画区域外にあって、合併処理浄化槽設置後7年以上経過しても、下水道法第2条第3号に規定する公共下水道が整備されないと目止められる地域に合併処理浄化槽を設置する者で、以下の要件を満たす場合です。

- ①合併処理浄化槽の設置について、浄化槽法第5条第1項の規定による浄化槽の設置等の届出が受理されていること。または、建築基準法第6条第1項の規定による建築確認を受けていること。
- ②合併処理浄化槽を設置しようとする建物が、販売または賃貸を目的とするものではないこと。ただし賃貸を受けた貸主が合併処理浄化槽を設置しようとする場合は除く。
- ③合併処理浄化槽を設置しようとする建物が専用住宅であること。ただし、併用住宅に合併処理浄化槽を設置しようとする場合は、居住専用部分が延床面積の2分の1以上なければならない。
- ④合併処理浄化槽を設置する建物に生活の本拠を置き、かつその建物の所在地に住所を有する者。

補助金の額は、以下の表のとおり浄化槽の人槽区分により定められています。

|         |            |
|---------|------------|
| 5人槽     | 444,000円   |
| 6～7人槽   | 486,000円   |
| 8～10人槽  | 576,000円   |
| 11～20人槽 | 1,092,000円 |
| 21～30人槽 | 1,860,000円 |
| 31～50人槽 | 2,496,000円 |
| 51人槽～   | 2,850,000円 |